

第 5 0 号議案

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の改正等に伴
い、個人番号の利用範囲に関し、規定の整備を図るため提出しま
す。

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条
例

東京都台東区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年6月台東区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から7の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。